

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年8月14日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成29年7月6日農林水産省告示第1116号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
佐野萬吉	富士市北松野字台山 3849、3853、3875	富士市役所
天野謙一郎	富士市北松野字台山 3857 の2、3859、3860 の4、3868、3871、3876、3877、3883、3884	富士市役所
佐野菊之助	富士市北松野字台山 3858	富士市役所
佐野静嘉	富士市北松野字台山 3869	富士市役所
鈴木和子	富士市北松野字台山 3872 の6	富士市役所
宇佐美才次郎	富士市北松野字台山 3878	富士市役所
吉田傳作	富士市北松野字台山 3878	富士市役所
宇佐美五作	富士市北松野字台山 3878、3879 の6	富士市役所
望月安一	富士市北松野字台山 3878、3879 の6	富士市役所
宇佐美幸一	富士市北松野字台山 3879 の6	富士市役所
吉田正信	富士市北松野字台山 3879 の6	富士市役所
吉田貞作	富士市北松野字台山 3879 の7、3882	富士市役所
蓮池幸子	富士市北松野字台山 3886	富士市役所

=====

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第189条の規定により、通知の内容を掲示するとともに、その要旨を次のとおり公告する。

平成29年8月14日

静岡県知事 川勝平太

1 通知の要旨

平成29年7月6日農林水産省告示第1120号（保安林の指定施業要件を変更する件）

2 所在が不分明な者等

所在が不分明な者	指定施業要件変更保安林の所在場所	掲示場
天野謙一郎	富士市北松野字台山 3889、3902 の1、3905、3908 の4、3908 の8、3915、3922 の2、4034、4035	富士市役所

佐野安吉	富士市北松野字台山 3902 の 3、3906 の 4、4031、4037、4051、4052	富士市役所
佐野萬吉	富士市北松野字台山 3902 の 4、4010 の 3、4030、4032、4054	富士市役所
高橋佐久三	富士市北松野字台山 3907 の 3	富士市役所
田ノ下幸太郎	富士市北松野字台山 3908 の 3	富士市役所
宇佐美丈吉	富士市北松野字台山 3910 の 2	富士市役所
田中はるこ	富士市北松野字台山 4015 の 3	富士市役所
田中亀吉	富士市北松野字台山 4016 の 4	富士市役所
望月宇平	富士市北松野字台山 4036	富士市役所